

6. 配慮書に対する意見の概要と事業者の見解

6. 配慮書に対する意見の概要と事業者の見解

6.1 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

配慮書は、「奈良県環境影響評価条例」（平成10年奈良県条例第11号）第7条に基づき、平成28年12月16日から平成29年1月16日まで（土日祝日を除く）縦覧に供し、平成28年12月16日から平成29年1月31日まで意見を求めたところ、条例第8条に基づく環境の保全の見地からの意見書の提出が14通、意見数は52であった。

これらの意見を整理し、条例第四条の七に基づき、以下のとおり意見の概要をとりまとめた。

表 6.1-1 分類ごとの意見数

分類	意見数
環境の保全の見地からの意見	
1. 事業計画	4
2. 大気質	14
3. 水質	2
4. 動物、植物、生態系	1
5. 景観、文化遺産	10
6. 計画段階配慮事項の選定	1
[参考] 環境の保全の見地以外からの意見	
(1) 建設候補地の選定に関する意見	17
(2) その他	3
合計	52

表 6.1-2(1) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
1 事業計画	1	工場棟の計量棟と市道 611 号豊田櫛本線との間の距離が約 60m あるが、搬入車両が多くなった場合、市道 611 号に搬入車両が停車する可能性について検討してほしい。進入路は少なくとも進入 2 車線、退出 1 車線とする必要がある。市道 611 号は曲線を描いており対策が必要である。	<p>焼却施設への 1 日あたりの収集車両は、天理市のごみ収集車が 40 台、直接持込車両が 65 台、天理市以外の市町村（以下「他市町村」という。）からは積み替え車両等も含め 45 台と想定しています。</p> <p>現在の天理市環境クリーンセンターにおいても混雑する日は、年末の数日であり、常時混雑はしないと想定していますが、少しでも緩和するため、計量棟を 2 機とし、出入口を分けます。</p> <p>また、直接持込車両を申込制にするなど一時に車両が集中しないよう対策を考えています。</p>
	2	新ゴミ処理施設及びリサイクルセンターの建屋及び敷地の雨水の放流場所が提示されていないが、高瀬川・名阪国道北側側道の用水路・櫛川へ放流するの回答してほしい。	<p>焼却施設屋根部分の雨水については、施設内で再利用し下水に放流する予定です。</p> <p>雨水の排水については、当該地の宅地造成前の流域のとおり高瀬川に 4 割、櫛川に 6 割の放流を行います。</p> <p>なお、リサイクル施設予定地については、高瀬川に放流します。</p>
	3	設備のプラント系用水及び生活用水には、上水を利用、また、施設からのプラント系排水及び生活排水は、公共下水道に放水することは当然のことである。しかしながら要約書の中には屋根や敷地内に堆積する有害物質が、雨水として高瀬川や櫛川に流出と思われる。この対応策が記載されていない。高瀬川及び櫛川に一滴も流さない流路と管理を提示いただきたい。	<p>放流については、No. 2 と同様の見解です。</p> <p>また、敷地内の雨水が有害物質で汚染されているとの懸念ですが、ごみを野ざらしにすることはなく、すべてプラント内で処理を行うため雨水が直接ごみに触れることは無く問題は無いと考えます。なお、放流先の河川水については、定期的に検査を行い、情報開示を適切に実施します。</p>
	4	収集運搬計画について計画車両数が現時点の数量と思われるが、クリーンセンターが 10 年後の稼働時点では、この運搬車両台数以上になると思われ、又一般の個人や法人の直接持込み車両も追加されると思われる。その為、道路のアクセスや整備が必要であると思われる。	<p>収集運搬車両については、現在のごみ量から収集車量台数等を算出していますが、10 年後にはごみの分別や減量化が進むと考えられ、また、人口減少によってもごみ量が減少することが予想されるため、台数は増加しないと考えています。</p> <p>また、直接持込車両については、他市町村からは認めておらず、天理市のみのため大幅な増加は見込まれません。</p> <p>収集車両や直接持込車両、道路アクセスについては、No. 1 と同様の見解です。</p>

表 6.1-2(2) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
2 大気質	5	現在でも名阪国道の車両による排気ガス等が風向きにより二階の窓から入って来る。それに加え 11 市町村からのごみ収集車の排ガスが加わり、櫛本地区の空気はさらに汚染される。	<p>本事業では、周辺環境の保全の観点から、最新の技術によりできる限り大気質、水質、土壌汚染、悪臭、騒音・振動等に係る環境保全のための措置を講じ、情報公開も徹底します。</p> <p>配慮書に環境の状況についての記載をしていますが、これらは既存資料の中で調査されている地点の調査結果を整理したものです。今後、本事業の影響を適切に評価する観点から、地域の状況に応じた調査地点を設定し、方法書に記載しました。項目ごとの考え方は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質については、風特性や住宅の分布状況等を考慮し、建設候補地のほか、櫛本地区など保全対象がまとまっている地区の代表地点を設定します。 ・水質については、プラント系排水及び生活系排水は公共下水道放流のため、雨水が流入する高瀬川、櫛川の放流点近傍及びため池とします。 ・道路沿道の大気質、騒音、振動については、廃棄物搬入の主たる道路で、沿道に住宅等が存在する代表地点とします。 ・景観については櫛本地区、岩屋地区など各方向からの代表的な眺望地点とします。 ・その他土壌汚染、悪臭、敷地周辺の騒音、振動等については、事業による影響が想定される代表地点とします。 <p>また、予測手法は、奈良県環境影響評価技術指針及び同マニュアルに示されている方法の中から、事業特性や地形等自然特性を踏まえた適切な方法を用いる予定であり、具体的に方法書に記載しました。</p> <p>なお、杉並病で話題になったプラスチックの処理に伴う健康影響については、公害等調査委員会では、問題が起こった前後を比較し、健康不調や異臭等の訴えが大きく改善していることから、因果関係を推認した事例で、排水処理及び換気系への対応不備が要因であるとして、改善前の状況について一部認容された事例です。</p> <p>すなわち、不燃ごみ中継施設が、一般論として健康被害を必然的に引き起こすとされた事例ではありません。</p> <p>いずれにしても環境基準を遵守し、環境影響評価を行い、新ごみ処理施設整備検討委員会において対策方法を決定する予定であり、さらに稼働後の大気・水質等に関する情報公開なども加えて重層的に対応していく考えです。</p>
	6	現在の測定場所での測定状況について述べられているが、大気的光化学オキシダント、大気微小粒子状物質、騒音・振動の苦情、悪臭の苦情、河川の水素イオン濃度、地下水の硝酸性・亜硝酸性窒素の未達成が報告されている。単に法律違反をしていると述べているだけで、解決状況について何も示されていない。	
	7	大気質(排ガス)・ダイオキシン類の濃度について、煙突から均等に拡散・降下した場合は健康が維持される濃度だとされるが、風向きや、谷筋による気流によって、排出されたダイオキシンは偏在し濃度の高くなる場所が出てくる可能性があるため、これらを風洞実験等で検討・明示すべきである。	
	8	大気汚染物質濃度は、季節、天候、風速などにより異なり、大気汚染物質は3次元で広がっており、着地点の調査はできるだけ調査地点を増やす必要がある。	
	9	焼却施設及び粗大リサイクル施設付近を通る登坂の名阪国道や隣接するシャープ工場付近での大気汚染の実態を早急に調査し、公表すべきである。	
	10	建設候補地付近の現在の大気汚染状況が把握されておらず、櫛本地区における状況をまず調査、公表することが重要であり、他の地域と比較して住民の健康被害とならない担保が必要と考える。 現在の測定局は山辺小学校であり、櫛本小学校、添上高校等、櫛本地区での測定値がない状況で大気汚染状況を判断すべきではない。この調査は最優先事項とされたい。	
11	大気汚染調査・水質汚染調査・土壌汚染調査の調査地点が提示されていない。調査は櫛本町を中心に、櫛本公民館や櫛本小学校・添上高校や櫛本幼稚園など子供や櫛本住民が集まる場所で実施し、透明性をもって公表していただきたい。		

表 6.1-2(3) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
2 大気質	12	<p>大気汚染調査・水質汚染調査・土壌汚染調査の場所以提示されていないので、新ゴミ焼却施設・リサイクルセンター候補地、白川グラウンド、新櫛本公民館、櫛本小学校、北中学校、県立添上高校、山辺小学校での大気汚染・土壌汚染調査を要望する。</p> <p>また、農業用水の水質確保と農産物の安心・安全確保および風評被害の防止のため、白川溜池、上池、三ツ池・大池・新池等のため池や高瀬川・檜川の水質調査を要望する。</p> <p>なお、稼働後の大気汚染調査・水質汚染調査・土壌汚染調査も要望する。</p>	No. 5～No. 11 と同様の見解です。
	13	<p>大気、水質（川・地下水）、景観等の予測・評価の測定は櫛本校区域に複数地点を設け現況を把握し、校区住民に詳細に説明し、その理解を得るように努めるべきである。</p>	
	14	<p>現在の測定場所での測定状況について述べられているが、今回の新ごみ処理施設建設候補地の岩屋・櫛本町の測定値が無い。早急に、各候補地の健康環境の比較を行い、今回の候補地選定の妥当性を証明すべきである。</p>	
	15	<p>今事業についての説明会は1回櫛本小学校の体育館で概略説明会があったきりで大気汚染については何もされていない。環境影響評価を実施されているが、その結果を検討して市民に説明し場所を設定すべきではないか。対象事業実施区域の中に最も近い櫛本小学校、櫛本公民館、櫛本幼稚園、添上高校の測定データがないのは対象外なのか。測定の目的と場所を決めるべきある。</p>	
	16	<p>大気汚染、水質汚染、土壌汚染調査の場所になぜ岩屋・櫛本地区の現況データが無いのか。</p>	
	17	<p>新種毒性化学物質が発生することを予測し、事例を調査することで、健康被害の兆候が現れたとき、瞬時に対応できる体制の構築が必要である。</p> <p>リサイクルセンターにおいても具体的取り組みが示されていないが、杉並病・寝屋川病をクリアできる吸着フィルターや排水処理について具体的な説明をすること。</p> <p>また不燃ごみの圧縮工程から発生が危惧される化学物質を測定・公表(風洞実験の実施)し、杉並病で問題となっている物質の分析が必要である。</p>	
	18	<p>粗大・リサイクル施設内の廃プラスチック類の圧縮施設からの起こりうる「杉並病」の可能性について厳格な評価を行うべきである。</p>	

表 6.1-2(4) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
3 水質	19	農業用水として利用されている高瀬川、檜川の現時点での水質調査を実施し、そのレベルがどの程度であるかを早急に公表すべきである。	農業用水として利用されている高瀬川及び檜川の水質調査を実施する計画であり、その調査手法は方法書に示しました。また、結果は準備書にて公表します。
	20	新ごみ処理施設建設により、農産物の競争力強化の障害になることをおそれる。今以上に、水・土壌・大気環境破壊物質を増加させてはならず、「ごみ処理施設があるから、岩屋・樺本町の農産物は汚染されている」という、風評被害をうけてはならない。	また、農作物に対する風評被害については、現環境クリーンセンター周辺においても確認されていません。しかしながらご懸念に対応するため、有識者及び地元関係者による新ごみ処理施設整備検討委員会により自主規制値等の審議をいただき環境対策を実施します。 大気及び水質等の調査結果についても十分な情報公開をいたします。
4 動物、植物、生態系	21	動植物の生態調査は、専門家と住民に聞き取り調査などを充分に行い、現状把握と影響調査を行う必要がある。また、ダイオキシン類の動植物への蓄積調査も必要である。	動植物の生息、生育の現状に関する調査は、専門家や住民等への聞き取り調査も行います。 ダイオキシン類の動植物への影響に関しては、排ガスによる大気質への影響予測や排水による水質への影響予測の結果を参照し予測評価を行います。

表 6.1-2(5) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
5 景観、 文化遺産	22	<p>新ゴミ処理施設の周辺には、万葉の森、東大寺山古墳群、赤土山古墳、石上大塚古墳及びウツナリ塚古墳があり、周辺は歴史的景観を堪能するハイキングコースおよび奈良県主催の奈良マラソンのコースにもなっており、歴史的景観およびマラソンランナーの健康を守る必要があるため白川大橋から北側の眺望および白川溜池西側の万葉の森西端から南西側の眺望を提示すべきである。</p>	<p>ご指摘のような配慮書に示した景観資源、人と自然との触れ合いの活動の場等を参考に、景観予測のための眺望地点を選定し方法書に記載しました。選定の考え方としては、計画施設（建屋、煙突）を見通せ、景観保全上重要な位置づけにある場所、不特定多数の人が眺める場所の代表点とします。</p> <p>また、建設候補地では過去に開発行為を行うにあたり、文化財の発掘調査を実施した上で、記録保存を行い撤去済みであり、既に新たな埋蔵文化財は存在しないと確認しているところです。</p>
	23	<p>新ゴミ処理施設の周辺には東大寺山古墳群、赤土山古墳があり、新ゴミ処理施設にも埋蔵文化財が眠っており、周辺は歴史的景観を堪能するハイキング、コースおよび奈良マラソンのコースになっており、ふだん観光客・ジョギングするランナーでにぎわっている。</p> <p>また、将来も観光客・ジョギングするランナーを多数誘致する場所であり、大和青垣国定公園にも隣接している。将来、山辺の道を日本最古の道として、日本文化遺産さらに世界文化遺産に登録すべきであり、歴史的景観を守る必要がある。</p>	
	24	<p>山の辺の道北ルート、東海自然道近辺でも有り又近隣には高塚、赤土山、東大寺山古墳等が存在する場所にごみ処理施設を建設することは奈良県の自然遺産・文化遺産を損なうものである。</p>	
	25	<p>現在の候補地は周りの古墳群、岩屋大塚、ハミ塚、赤土山、和爾下神社、東大寺山等々、遺跡の中に計画している。</p> <p>また、建設候補地は「第一種居住地域」である。</p>	
	26	<p>事業予定地は日本古代史においては重要な地域であり、物理的景観・眺望という一片では事は済まされない。心情的あるいは歴史的ロマンを想起する資産（資源）を棄損、破壊する行政行為をとおすのか。</p>	
	27	<p>建設予定地では古代の史跡調査が行われていないが、付近からの出土品を見ると、歴史的価値ある埋蔵文化財が埋もれていると予想される。そのため、発掘調査するまでは資源の壊れる工事はすべきでない。</p>	

表 6.1-2(6) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
5 景観、 文化遺産	28	新ごみ焼却施設の耐震性を確保するために、多数の耐震用の杭を打つことになれば、古墳の盛り土や石室が粉々に破壊されるおそれがある。	No. 22～No. 27 と同様の見解です。
	29	新ごみ処理施設設置予定地周辺は埋蔵文化財（古墳）の宝庫であるが、それらを消し去ろうとしているのか。	
	30	景観並びに人と自然との触れ合いの活動の状況及び人と文化遺産との触れ合いの状況に関し、『今建設候補地区域及びその周辺には、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が分布している』と記述しているだけで、配慮をしている様子が無い。建設事業によって、建設候補地及びアクセス道路の基礎工事によって埋蔵遺跡が破壊されることにより、文化遺産の著しい損壊が生じてしまう。飛鳥・奈良・平安時代の樺本にしかない唯一無二の歴史遺跡の保護を求める。	
	31	新ごみ処理施設建設候補地区域は、樺本の歴史的根幹の地である東大寺山遺跡地帯にあり、弥生時代から古墳時代への移行を知る重要な場所である。あわせて、当時の政治・経済、そして多くの古墳を残した人々の生活はどういうものだったのかを知ることができる。そのような、歴史の転換期の貴重な遺跡を破壊することは許されない。	
6 計画段階 配慮事項の 選定	32	計画段階配慮事項が大気質と景観の2項目のみ選定となっているが、不十分である。	<p>計画段階配慮事項は、設定した複数案による環境への影響を比較検討する観点から選定しました。</p> <p>施設の稼働による影響の比較検討には大気質を選定し、施設の存在による影響の比較検討には景観を選定しました。</p> <p>なお、方法書では事業による影響が想定される全ての評価項目を選定し、これらの調査、予測、評価の手法を整理しました。今後、準備書の段階ではその各項目について予測評価を行います。</p>

表 6.1-2(7) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
<p>(1) 建設候補地の選定に関する意見</p>	33	<p>建設候補地の選定にあたっては、地形、土地利用、土地規制、防災等々の側面から検討した結果、現候補地が最良で唯一の候補地とされているが、この地域は奈良盆地東縁断層帯が近くにあるなど、大地震のリスクが大きい。施設が被害を受けた場合は、ごみ処理は大混乱をきたし、また、大地震による白川ダムの決壊も心配される。</p> <p>何故、大規模地震の発生確率が高い場所に建設するのか、理由を説明すべきである。</p> <p>(同種意見 計13件)</p>	<p>奈良盆地東縁断層帯は、国の資料により発生率が高い（Sランク）となっています。</p> <p>ただし地震の揺れは、震源地からの距離が10km程度の範囲(天理市内)では、距離により強弱が比例せず、地盤等の状況により影響を受けます。</p> <p>いずれにしても、ごみ焼却施設は、国土交通省「官庁施設の総合耐震計画基準」により、震度7相当に耐えられる基準で設計されることとされており、東日本大震災や阪神・淡路大震災相当の地震があった場合においても、大規模な補修をすることなく機能を確保できることが図られている施設であり倒壊等の危険はないと考えます。</p> <p>今後、施設の具体的計画が定まり次第、耐震構造や耐力に係る数値データ等については、住民説明会を開催いたします。</p> <p>白川ダムとの関係ですが、白川ダムの構造から地震等で波浪が生じた場合は、水はダム北西部の余水吐より放流されます。また万が一、ダム決壊があったとしても当該焼却施設予定地は、白川ダム堤体天端高よりも高い位置にあり、水は、地形的に低い檜川方面に向かっていくため当該焼却施設に水が流れてくることは物理的にありません。</p>
	34	<p>配慮書の「3.1.4 地形及び地質の状況」には表層地質図を示し、また、保護上重要な地形は存在しないと記載しているが、表面に現れた地形・地質の保護とともに、活断層帯の中に施設を建設することの影響評価を行うべきである。建設候補地の立地状況をしっかり調査し、危険な場所は避け、一方では地震等災害を予防する条例の制定やハザードマップの周知徹底などを実施し、想定外の事態を防がなければならない。</p>	<p>配慮書における、地形及び地質の状況は、活断層を表したものではなく、自然環境保全上の重要な地形・地質を示したものであります。</p> <p>しかしながら、今後、建設予定地の土質調査及び活断層のトレンチ調査をしっかりと行います。</p> <p>また、災害対策マニュアルですが、業務継続や停電等の対策を含めた「災害対策マニュアル」を有識者の協力を得て平成32年度までには作成したいと考えています。</p>

[参考] 環境の保全の見地以外からの意見

表 6.1-2(8) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
(1) 建設候補地の選定に関する意見	35	<p>建設候補地の選定にあたり考慮した条件をみると、交通の便が良い、平坦な広い空地があったのでここに決めたと読み取れる内容で、市民の安全・安心を第一に考えるという姿勢がみられない。</p> <p>また、土砂災害や洪水災害の危険性が他の地域に比べて低く、今後大規模な地震の揺れに見舞われる可能性が低い土地であることと書かれているが、どの地域と比較したのか。</p>	<p>焼却施設候補地選定にあたって以下の5点を考慮して選定しています。</p> <p>①現に、宅地や農地等の明確な用途に活用されていない点が、地権者との間で確認されている、10,000㎡以上の面積を有する土地であること。</p> <p>②土地利用に関する法令（都市計画法、建築基準法、自然公園法など）の規制がクリアできる土地であること。</p> <p>③現状で概ね平坦な土地であり、大規模な森林伐採や造成などが必要でないこと。</p> <p>④市内及び連携自治体からの運搬において利便性があり、ごみの収集運搬に係る費用が過度に高額でなく、また道路アクセスが整備済みであって、渋滞等により地域の市民生活に与える影響が抑制される立地であること。</p> <p>⑤土砂災害や洪水災害の危険性が他の地域に比べて低く、今後大規模な地震の揺れに見舞われる可能性が低い土地であること。</p> <p>また、粗大・リサイクル施設の建設候補地については、焼却施設と連続した敷地を検討しましたが、地形の高低差や水路の大幅付け替えの必要性等から適切ではないと判断し、至近に駐車場・グラウンドに使用されていた平坦な土地を設定しました。</p> <p>活断層と地震については、No. 33 を参照してください。</p> <p>土砂災害については「土砂災害ハザードマップ」でも危害の恐れが無い地域になっており、洪水災害についても「天理市洪水ハザードマップ」では浸水が想定されない地域となっています。このため、当該予定地は、他の地域に比べて危険性が低い地域とさせていただきます。</p>

[参考] 環境の保全の見地以外からの意見

表 6.1-2(9) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
(1) 建設候補地の選定に関する意見	36	地形、土地規制、防災などの自然的・社会的条件を基に現候補地が最良で唯一の候補地と判断されているが、土地規制では現在の場所は第1種住宅専用地域となっており、山の辺の道北ルート近辺でもある場所にこのような施設を建設することは奈良県の自然遺産・文化遺産を損なうものである。また、この地域は市民の避難所になりえるのか。	<p>焼却施設予定地の現状は、すでに駐車場用地になっていることや周辺地域は準工業地域になっています。さらに予定地西側ではシャープ(株)の工場があります。</p> <p>施設建設予定地は、すでに文化財の発掘調査も完了している状況において自然遺産や文化遺産を損なうものではないと考えます。</p> <p>しかしながら、ご指摘のような立地条件も考慮し、地域の資源と調和した施設となるよう景観面の検討を行います。</p> <p>また、大規模災害時に備え、防災拠点機能を備える施設となるよう計画していきます。</p>
	37	地形・土地規制・社会的条件・経済性・事業スケジュール維持といった事業計画の観点など多様な側面から検討した結果、岩屋・櫛本町が最良で唯一の候補地と判断したと述べられているが、これらの要件を調査した資料・説明などがないままに進められているのではないのか。	<p>用地の選定経緯はNo.35で示した内容で十分検討を行っています。</p> <p>また、その結果内容については、住民説明会において説明をさせていただきました。</p>
(2) その他	38	<p>住民への説明会が1回しかなく、説明が不十分である。</p> <p>(同種意見 計2件)</p>	<p>地元説明会については、各校区で地元役員と調整の上開催させていただきました。</p> <p>今後とも役員と協議の上必要があればいつでも説明会を実施させていただきます。</p> <p>また、奈良県環境影響評価条例に基づく説明会も今後実施する計画であり、その都度開催のご案内をさせていただきます。</p>
	39	天理市環境基本計画(平成26年4月)によれば、ごみの排出量は減少傾向にあるにも関わらず、今回の計画はこれに逆行するものである。	<p>今年度組合では、ごみ処理基本計画を策定し、ごみ減量に積極的に取り組む方向性が確認されています。</p> <p>今回のごみ焼却施設の規模の設定にあたっては、構成市町村の人口動態や、過去の排出実績からごみ排出量を算出し、それをベースに減量化や資源化施策の効果を考慮して将来推計を行った量に、大規模災害時の災害廃棄物量を加算して決定しています。配慮書に記載した340t/日は最大の値であり、方法書段階では精査の結果、284t/日となりました。</p>

[参考] 環境の保全の見地以外からの意見

6.2 配慮書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

「奈良県環境影響評価条例」（平成10年奈良県条例第11号）第10条に基づき、審議会の意見を聴くとともに、天理市長、奈良市長及び大和郡山市長の環境の保全の見地からの意見を勘案し、平成29年5月31日に奈良県知事意見が出された。

配慮書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解は、表 6.2-1に示すとおりである。

表 6.2-1(1) 配慮書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

区分	知事意見	事業者の見解
1 大気質	施設の配置について、煙突の高さ及び位置を検討するにあたっては、選定されている複数案により、地形や建物によって生じる下降気流に乗って地面近くに下りてくる焼却施設からの排出ガスによる影響にも配慮した上で、環境影響評価を実施すること。	<p>煙突の高さ及び位置については、大気環境影響、景観影響といった環境の側面のほか、機能的、経済性など多面的に総合検討を行って決定します。</p> <p>大気環境影響については、地形や建物によって生じる下降気流に乗って地面近くに排出ガスが降りてくるダウンドラフトの影響にも配慮します。</p> <p>煙突の高さ及び位置の絞り込みに関する考え方を、方法書「第2章 2.3 複数案からの絞り込みの考え方」（29ページ及び30ページ）に記載しました。また、準備書では煙突の計画条件を用いて、ダウンドラフトを考慮した拡散シミュレーションを行うことを、方法書「第7章 7.2 調査・予測及び評価の手法」（181ページ）に記載しました。</p>
	供用後の施設の稼働について、法規制値よりも厳しい自主的な公害防止基準値を設定する計画としているが、実際に設置される施設の最大濃度の排出ガスを想定し、最大着地濃度を考慮した上で環境影響評価を実施すること。	<p>平成29年度に学識経験者などで構成する委員会「新ごみ処理施設整備検討委員会」において法規制値より厳しい自主的な排出ガス基準値を検討し、準備書に記載します。準備書において予測を行う際には、施設の最大濃度である自主的な排出ガス基準値を用い、安全側（すなわち本施設による影響が高く計算される条件）の最大着地濃度を考慮した上で環境影響評価を実施します。</p> <p>このような排ガス濃度の設定の考え方を、方法書「第7章 7.2 調査・予測及び評価の手法」（181ページ）に記載しました。</p>
2 景観	施設の存在による景観への影響について、主要な眺望点という観点だけでなく利用者が多く公共性の高いという観点から名阪国道からの景観、及び建物周辺において樹木が成長した場合の景観に考慮し、環境影響評価を実施すること。	<p>景観予測のための眺望地点は、利用者が多く公共性が高いという観点から、名阪国道走行車両のほか、市街地内の地点も追加しました。</p> <p>また、建物周辺の樹木が成長した場合の景観を考慮して環境影響評価を実施します。</p> <p>これらについて、方法書「第7章 7.2 調査・予測及び評価の手法」（222ページ及び223ページ）に記載しました。</p>

表 6.2-1(2) 配慮書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

区分	知事意見	事業者の見解
2 景観	<p>計画建物の形状、デザインについて、周辺の景観に配慮したデザインとし、それらを踏まえ環境影響評価を実施すること。</p>	<p>計画建物の形状、デザイン等については、環境アセスメント手続きの中でいただくご意見も十分に考慮して、引き続き検討していきます。建物に丸みを帯びさせる、周辺の山並みに調和したカーブを取り入れる等の配慮についても検討し、イメージパースとしての位置づけで、準備書で予測評価を行います。</p> <p>現時点で計画している景観保全対策の内容は、方法書「第2章 2.2 都市計画対象事業の目的及び内容」(22ページ及び23ページ)に記載しており、これを踏まえ環境影響評価を実施します。</p>